

令和4年度予算編成に当たってのガイドライン（案）について

令和4年度予算は「令和4年度活動方針」に基づいて編成する。

1. 収入の部

- (1) 会館指定管理料、まちづくり交付金・・・市の決定通り。
- (2) その他の受託料、事業収入・・・・・・・・過去の実績を参考に計上する。

2. 支出の部

- (1) 人件費、需用費、役務費等会館運営に係る経費は過年度の実績、値段上昇等を考慮する。
- (2) 旅費及び協議会事業費については令和4年度活動方針に沿ってそれぞれ計上する。また、各部会については、令和4年度活動方針、過年度の実績等を考慮して決定する。
- (3) 事業費の内、高齢者生きがい事業費は、【日の里地区高齢者生きがい事業補助金交付規程】に従う。（上限 300 万円）
- (4) 各団体の助成金は、申請内容並びに過去の活動内容と使用実績を考慮して決定する。
- (5) 各種賃貸料は、過年度実績等を考慮して決定する。
- (6) 備品購入費は令和4年度に必要と思われるものを計上する。

以上